

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年9月18日

【事業年度】 第40期(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社スペース

【英訳名】 SPACE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 千寿夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目9番4号

【電話番号】 03(3669)4008(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理室長 三品和久

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目9番4号

【電話番号】 03(3669)4008(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理室長 三品和久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社スペース 名古屋支店
(名古屋市西区那古野二丁目2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年3月29日に提出いたしました第40期有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(1) 経営環境について

(2) 法的規制について

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

企業統治の体制

役員の報酬等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

(1) 経営環境について

(訂正前)

当社は、受注企業であり、景気の動向等により主要顧客であります流通小売業の設備投資が変動し、新規出店や改装に影響が出た場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

当社は、受注企業であり、景気の動向等により主要顧客であります流通小売業の設備投資が変動し、新規出店や改装に影響が出た場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、改正まちづくり三法等の改定により、新たな規制が施行され大型商業施設の出店計画に変更が生じた場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

(訂正前)

当社は、事業活動を行う上で、建設業法、宅地建物取引業法及び建築士法等様々な法規制の適用を受けており、その遵守を義務づけられております。

将来、これらの関連する法律が変更された場合や何らかの事情により、これらの法律に抵触する事が発生した場合、業務遂行に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連する法律	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
建設業法	特定建設業	国土交通省	建設工事に関する許可 国土交通大臣 (特-22)第10756号	平成23年2月6日から 平成28年2月5日まで 以後5年ごとに更新	建設業許可の取消事由は、建設業法第29条に定められております。
宅地建物取引業法	宅地建物取引業	国土交通省	宅地建物取引業に関する免許証 国土交通大臣 (3)第5840号	平成20年12月16日から 平成25年12月15日まで 以後5年ごとに更新	宅地建物取引業者免許の取消事由は、宅地建物取引業法第66条に定められております。
建築士法	一級建築士事務所登録	東京都	一級建築士事務所に関する登録 東京都知事登録 第35126号	平成19年4月15日から 平成24年4月15日まで 以後5年ごとに更新	一級建築士事務所登録の取消事由は、建築士法第26条に定められております。
建築士法	一級建築士事務所登録	愛知県	一級建築士事務所に関する登録 愛知県知事登録 (い-23)第4535号	平成24年2月2日から 平成29年2月1日まで 以後5年ごとに更新	一級建築士事務所登録の取消事由は、建築士法第26条に定められております。
建築士法	一級建築士事務所登録	大阪府	一級建築士事務所に関する登録 大阪府知事登録 (二)第14657号	平成19年6月2日から 平成24年6月1日まで 以後5年ごとに更新	一級建築士事務所登録の取消事由は、建築士法第26条に定められております。

(注) 一級建築士事務所登録の有効期限につきましては、更新を依頼しており、新たな有効期限は、東京都は平成24年4月15日から平成29年4月14日まで、大阪府は平成24年6月2日から平成29年6月1日までとなります。

(訂正後)

当社は、事業活動を行う上で、建設業法、宅地建物取引業法及び建築士法等様々な法規制の適用を受けており、その遵守を義務づけられております。これらの許認可等を受けるための諸条件及び関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可等が取り消しとなる事由は発生していません。

将来、これらの関連する法律が変更された場合や何らかの事情により、これらの法律に抵触する事が発生した場合、業務遂行に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連する法律	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
建設業法	特定建設業	国土交通省	建設工事に関する許可 国土交通大臣 (特-22)第10756号	平成23年2月6日から 平成28年2月5日まで 以後5年ごとに更新	建設業許可の取消事由は、建設業法第29条に定められております。
宅地建物取引業法	宅地建物取引業	国土交通省	宅地建物取引業に関する免許証 国土交通大臣 (3)第5840号	平成20年12月16日から 平成25年12月15日まで 以後5年ごとに更新	宅地建物取引業者免許の取消事由は、宅地建物取引業法第66条に定められております。
建築士法	一級建築士事務所登録	東京都	一級建築士事務所に関する登録 東京都知事登録 第35126号	平成19年4月15日から 平成24年4月15日まで 以後5年ごとに更新	一級建築士事務所登録の取消事由は、建築士法第26条に定められております。
建築士法	一級建築士事務所登録	愛知県	一級建築士事務所に関する登録 愛知県知事登録 (い-23)第4535号	平成24年2月2日から 平成29年2月1日まで 以後5年ごとに更新	一級建築士事務所登録の取消事由は、建築士法第26条に定められております。
建築士法	一級建築士事務所登録	大阪府	一級建築士事務所に関する登録 大阪府知事登録 (二)第14657号	平成19年6月2日から 平成24年6月1日まで 以後5年ごとに更新	一級建築士事務所登録の取消事由は、建築士法第26条に定められております。

(注) 一級建築士事務所登録の有効期限につきましては、更新を依頼しており、新たな有効期限は、東京都は平成24年4月15日から平成29年4月14日まで、大阪府は平成24年6月2日から平成29年6月1日までとなります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

- (1) 重要な会計方針及び見積り
 < 中略 >
- (2) 当事業年度の経営成績の分析
 < 中略 >
- (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について
 < 中略 >
- (4) 戦略的現状と見通し
 < 中略 >
- (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析
 < 中略 >

(訂正後)

- (1) 重要な会計方針及び見積り
 < 中略 >
- (2) 当事業年度の経営成績の分析
 < 中略 >
- (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について
 < 中略 >
- (4) 戦略的現状と見通し
 < 中略 >
- (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析
 < 中略 >

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当事業年度も厳しい経済情勢の下で、企業の設備投資や個人消費の低迷が予測され、当社としても厳しい受注環境が継続するものと予測されます。こうした状況の中、「独自の技術、ビジネススタイルの再構築」、「企画、開発、営業の連動強化による新たな事業領域への参画」、「重大事故の発生を防止する安全管理体制の強化」、「内部統制の体制強化」を主軸とする中期経営計画に基づき、企業基盤の再構築に努めます。それによりお客様の信頼と安心を確保し、より質の高いサービスを提供できる企業を目指すと共に、売上高・利益の確保、経営の透明性の向上を目指し、全てのステークホルダーに対する企業価値の創出に努めて参ります。

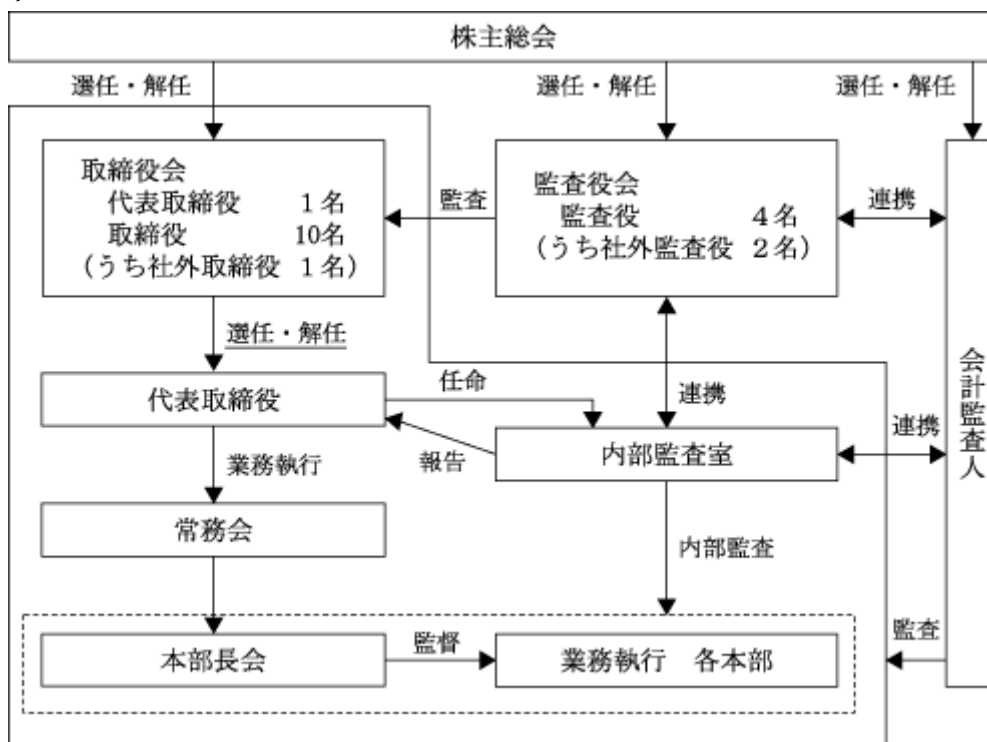
第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

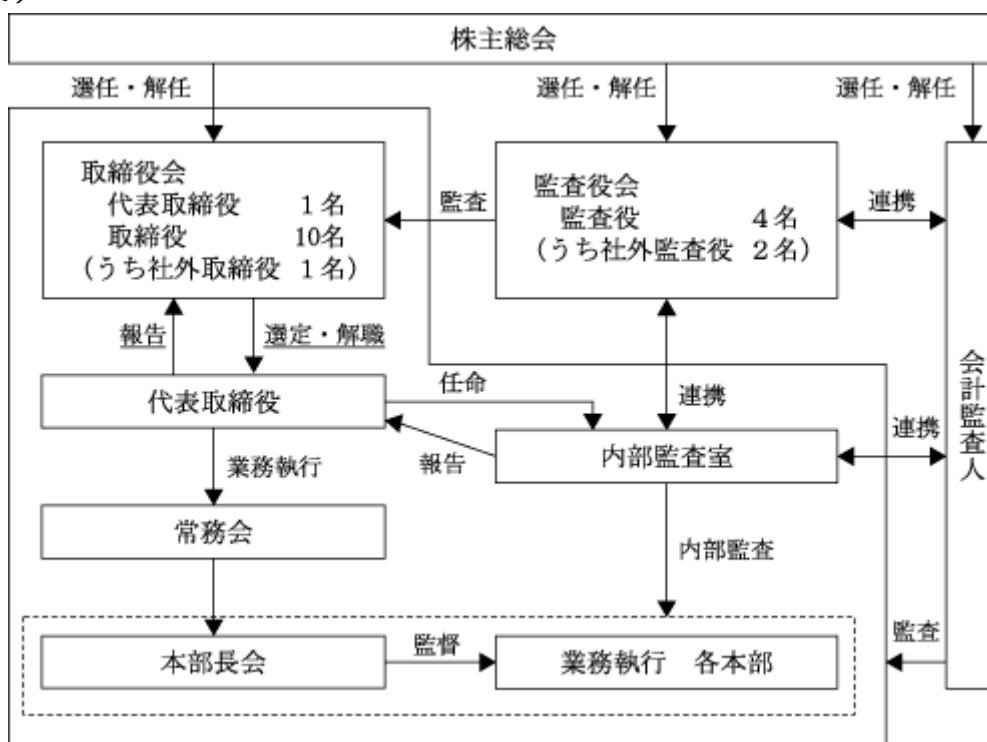
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(訂正前)



(訂正後)



役員の報酬等

(訂正前)

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	208,250	178,797	-	-	29,452	13
監査役 (社外監査役を除く。)	21,862	21,000	-	-	862	2
社外役員	5,100	4,800	-	-	300	2

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

上記の他、使用人兼務役員に対する使用人給与(賞与含む)を58,322千円支給しております。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬限度額については、平成19年3月29日開催の第35期定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額360,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額70,000千円以内と決議しております。

その限度額内において各役員の業務執行状況を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の決議により決定しております。

(訂正後)

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	208,250	178,797	-	-	29,452	13
監査役 (社外監査役を除く。)	21,862	21,000	-	-	862	2
社外役員	5,100	4,800	-	-	300	2

(注) 取締役(社外取締役を除く。)のうち1名には、上記表中の取締役基本報酬とは別に子会社からの報酬5万円が支給されております。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

上記の他、使用人兼務役員に対する使用人給与(賞与含む)を58,322千円支給しております。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬限度額については、平成19年3月29日開催の第35期定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額360,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額70,000千円以内と決議しております。

その限度額内において各役員の業務執行状況を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の決議により決定しております。